

特集

さあ、松浦に住もう！

—あなたの移住・定住を応援します—

これまでの「ふるさと就職奨励金」・「定住奨励金」の応援制度に加え、新しく「新生活奨励金」の制度を創設しました。

4月1日から受付を開始します。

これから松浦市への就職や移住を考えている皆さん、新しく生まれ変わった制度を、ぜひご活用ください。

松浦市若者新生活応援制度

松浦市では、「住みたい・住み続けたいまち」を目指し、移住や定住を促進するため、就職や結婚などにより新たな生活を始める若者を応援します。

★ 移住・定住を応援する3つのメニュー ★

①ふるさと就職奨励金

UIターン者・新規学卒者の就職を応援！

②新生活奨励金 New!

結婚を機に新生活を始める人、転入して賃貸住宅を借りる人を応援！

③定住奨励金

松浦市内での住宅取得を応援！



特集 さあ、松浦に住もう！

—あなたの移住・定住を応援します—

① ふるさと就職奨励金

◎市内に定住する就職者を応援

《対象者》

◆Uターン者

松浦市外に1年以上居住後に松浦市へ転入した人のうち、転入から1年以内に就職し、5年以上市内に居住しようとする人(採用時年齢が満45歳未満の人)

◆新規学卒者等

松浦市在住で、新規学卒者等のうち、卒業から1年以内に就職し、5年以上市内に居住する人(採用時年齢が満30歳未満の人)

《奨励金の額》

1人につき最大30万円分の「まつうら地域振興券」(5年間で分割交付)

② 新生活奨励金

◎転入や結婚により新生活を始める皆さんを応援

《対象者》

◆賃貸住宅に入居する人

松浦市に転入する直近の1年間、他の市区町村に居住していた(住民登録していた)人で、転入と同時に松浦市内の賃貸住宅に入居し、5年以上引き続き居住しようとする人。(転入時年齢が満45歳未満の人)

◆結婚された人

《新規転入者》

結婚後1年以内に松浦市の住民となる人で、5年以上引き続き居住し

ようとする人。

《市内在住者》

結婚後引き続き住民となる人で、5年以上引き続き居住しようとする人。

※いずれも、平成27年4月1日以降に結婚かつ、結婚時年齢が満45歳未満の人

《奨励金の額》

1世帯につき最大30万円分の「まつうら地域振興券」(5年間で分割交付)

③ 定住奨励金

◎松浦市内で住宅を取得する皆さんへ

松浦市では、平成29年3月31日までの間に、市内において新たに住宅およびその宅地を取得する新規転入者・市内在住者に定住奨励金を交付する制度を設けています。

◆新規転入者向け

松浦市に転入前3年以上にわたりほかの市区町村に居住していた(住民登録していた)人で、転入の日から5年以内に定住を目的として本市で新たに住宅を取得される場合。

◆市内在住者向け

松浦市内に住民登録されている人で、定住を目的として新たに住宅を取得される場合。ただし、市内にすでに持ち家がある人の建替(移転改築を含む)や増築などは対象となりません。

※①・②・③の条件を満たしていても助成の対象とならない場合があります。詳しくは、問合せ先までお尋ねください。

《定住奨励金》

		新 築
新規転入者 H20.10.1以降の 転入者 ただし、転入の日から 5年以内に限る	市内業者による新築	住宅取得費の7%または100万円のいずれか低い額に、世帯員1人当たり5万円を加算 《宅地取得》 取得費の10%または50万円のいずれか低い額
	市外業者による新築	住宅取得に対する助成はありません 《宅地取得》 取得費の10%または50万円のいずれか低い額に、世帯員1人当たり5万円を加算
	中古住宅取得(宅地代含む)	
		取得費の4%または40万円のいずれか低い額に、世帯員1人当たり5万円を加算

		新 築
市内在住者	市内業者による新築	住宅取得費の4%または60万円のいずれか低い額 《宅地取得》 取得費の10%または50万円のいずれか低い額
	市外業者による新築	住宅取得に対する助成はありません 《宅地取得》 取得費の10%または50万円のいずれか低い額
	中古住宅取得(宅地代含む)	
		取得費の3%または30万円のいずれか低い額